

スーパー定期貯金（メリットツー）規定

1. (おまとめ処理の定義、自動継続)

- (1) スーパー定期貯金（メリットツー）のおまとめ処理とは、定期貯金通帳または総合口座通帳（プラスLを含みます。以下、「総合口座通帳」といいます。）に新しく預入されたスーパー定期貯金（以下、「基準定期」といいます。）を基準とし、同一通帳内に預入れられた定期貯金のうち、おまとめ処理の指定を受けた定期貯金（以下、「対象定期」といいます。）を後記第6条に定める方法により、基準定期の満期日（以下、「おまとめ日」といいます。）に自動的に取りまとめて合算し、同一通帳内で継続していくことをいいます。
- (2) 基準定期は、おまとめ日に前回と同一の期間の基準定期に自動的に継続します。継続された定期貯金についても同様とします。
- (3) 基準定期の継続後の利率は、おまとめ日における当組合所定の利率とします。  
ただし、基準定期の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (4) 継続を停止する場合は、おまとめ日の前営業日までにその旨を申出てください。この申出があったときは、基準定期は満期日以後に支払います。

2. (対象定期の種類、おまとめ処理の指定の時期)

- (1) 基準定期の同一通帳内に預入れされた自動継続型のスーパー定期貯金、および期日指定定期貯金を対象定期として指定することができます。
- (2) 基準定期の預入前に、同一通帳内に預入れされていた前記第1項の定期貯金は、基準定期が預入れされたときに自動的に対象定期として指定されます。
- (3) 基準定期の預入後に、同一通帳内に預入れされた前記第1項の定期貯金は、その定期貯金の預入日以後、申出により対象定期として指定することができます。
- (4) 基準定期の預入後に、同一通帳内に新しく預入れする非自動継続型のスーパー定期貯金を、対象定期として追加預入することができます。
- (5) 前記第1項、第4項の指定された定期貯金について、この規定に定めのない事項に関しては、当組合の当該定期貯金規定の条項を適用します。

3. (預入最低金額)

基準定期および対象定期の預入れは、1円以上とします。ただし、対象定期を現金自動預入支払機で預入れる場合は、30,000円以上とします。

4. (取扱店の範囲)

- (1) 基準定期の預入れ、および基準定期と対象定期の解約または書替継続は本店のみで取扱います。
- (2) 対象定期は、本店のほか当組合のどこの店舗でも預入れができます。
- (3) 本店のほか、一部を除き、当組合の他の本・支店（所）および当組合が提携した県内の農業協同組合の定期作成機能のある現金自動預入支払機において、基準定期の預入れされている定期貯金通帳または総合口座通帳に新たに定期貯金を預入れする場合は、おまとめ日を満期日とする対象定期のみを預入することができます。ただし、当該預入期間が当組合所定の最低預入期間に満たない場合は、次回おまとめ日を満期日とします。

なお、基準定期が預入れされている総合口座通帳の場合、一部を除き、当組合が提携した県外の農業協同組合においても取扱います。

5. (証券類の受入れ)

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは貯金になりません。不渡りとなった証券類は、この通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、受入店で返却します。

6. (貯金の種類、期間、おまとめ処理の方法)

基準定期へのおまとめ処理の方法は、あらかじめ指定を受けた課税区分により次のとおり取扱います。

- (1) おまとめ日に、基準定期の元金（または元利金）と、対象定期の元金（または元利金）を自動的に取りまとめ、次回おまとめ日を満期日とする定期貯金を取組みます。この場合、対象定期に指定された定

(規定S-2)

期貯金は当該定期貯金の規定にかかわらず、通帳および定期貯金解約申込書の提出は不要なものとして取扱います。

- (2) すでに預入れされている定期貯金が対象定期となった場合、その指定を受けた日（以下、「指定日」といいます。）以降最初に到来する対象定期の継続日（期日指定定期貯金の場合は、最長預入期限とします。）を預入日（以下、「最後の継続日」といいます。）とし、以後最初に到来する基準定期のおまとめ日を満期日とした定期貯金を取組みます。ただし、対象定期が期日指定定期貯金の場合、預入期間が1年以上経過してから最長預入期限までに、おまとめ日が到来したときには、満期日が到来したものとして、おまとめされます。
- (3) 追加預入された対象定期は、特に申出のない限り預入後最初に到来するおまとめ日を満期日とした定期貯金を取組みます。
- (4) 第2項第3項いずれの場合も当該預入期間が当組合所定の最低預入期間に満たない場合は、次回おまとめ日を満期日とします。
- (5) 対象定期は、当該定期貯金の最後の継続日（または預入日）を預入日とし、基準定期のおまとめ日を満期日とするスーパー定期（期日指定型）を取組み、当該預入期間の利息は、最後の継続日（または預入日）からおまとめ日までの日数、および当該預入期間に応じた以下の利率によって計算し、満期日に支払います。

- ① 最後の継続日（または預入日）からおまとめ日までの期間が1か月以上3か月未満の場合  
・・・1か月もののスーパー定期の利率
- ② 最後の継続日（または預入日）からおまとめ日までの期間が3か月以上6か月未満の場合  
・・・3か月もののスーパー定期の利率
- ③ 最後の継続日（または預入日）からおまとめ日までの期間が6か月以上1年未満の場合  
・・・6か月もののスーパー定期の利率
- ④ 最後の継続日（または預入日）からおまとめ日までの期間が1年以上2年未満の場合  
・・・1年もののスーパー定期の利率
- ⑤ 最後の継続日（または預入日）からおまとめ日までの期間が2年以上3年未満の場合  
・・・2年もののスーパー定期の利率
- ⑥ 最後の継続日（または預入日）からおまとめ日までの期間が3年以上3年1か月未満の場合  
・・・3年もののスーパー定期の利率

ただし、最後の継続日（または預入日）からおまとめ日までの預入期間が3年以上の場合の利息は、6か月複利の方法で計算し、支払います。

- (6) 対象定期の利息は、基準定期の当初預入日にあらかじめ指定された方法により、満期日に次のとおり支払います。
  - ① 現金にて受取る場合（第2号の方法により、指定口座に入金できなかった場合を含みます。）は、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに提出してください。
  - ② 指定口座へ入金します。
  - ③ 基準定期の元金に組入れて継続します。

ただし、対象定期の預入期間が2年超3年未満となる場合は、最後の継続日（または預入日）の1年後の応当日を「中間利払日」として、最後の継続日（または預入日）から中間利払日の前日までの日数、および中間利払利率（対象定期の約定利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下、「中間払利息」といいます。）は、中間利払日に指定口座に入金します。

- (7) 対象定期のおまとめ処理を取り止める場合は、最後の継続日の前営業日までにその旨を申出てください。その場合、対象定期はおまとめ処理の指定がなかったものとして当該定期貯金の当初預入日に指定された条件により継続します。最後の継続日（または預入日）以降の申出の場合、おまとめ処理を取り止めることはできません。

## 7. (利息)

- (1) 基準定期の利息は、預入日（継続したときは、その継続日。以下同じです。）からおまとめ日の前日

(規定S-2)

までの日数(以下、「約定日数」といいます。)および通帳記載の利率(継続後の貯金については、前記第1条第3項の利率。以下これらを「約定利率」といいます。)によって計算し、おまとめ日に支払います。ただし、預入日から3年後の応当日を満期日とした場合の基準定期の利息は、6か月複利の方法により計算します。

- (2) 基準定期の利息の支払いは、あらかじめ指定された方法により、おまとめ日に次のとおり支払います。
  - ① 現金にて受取る場合(第2号の方法により、指定口座に入金できなかった場合を含みます。)は、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに提出してください。
  - ② 指定口座へ入金します。
  - ③ 元金に組入れて継続します。
- (3) 継続を停止した場合の基準定期の利息、およびおまとめ処理を取り止めた場合の対象定期の利息は、満期日以後に支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日における普通貯金の利率によって計算します。
- (4) 第8条第1項により満期日前に解約する場合および第8条第4項の規定により基準定期および対象定期(両定期を、以下、「この貯金」といいます。)を満期日前に解約する場合には、その利息(以下、「期限前解約利息」といいます。)は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算し、この貯金とともに支払います。ただし、対象定期の場合で中間払利息が支払われている場合には、その支払額と期限前解約利息との差額を清算します。また、預入期間が3年以上の場合の期限前解約利息は、6か月複利の方法で計算し支払います。
  - ① 預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの貯金の場合
    - A 6か月未満・・・・・・・・・・解約日における普通貯金の利率
    - B 6か月以上1年未満・・・・・・・・・・約定利率×50%
    - C 1年以上3年未満・・・・・・・・・・約定利率×70%
  - ② 預入日の3年後の応当日から3年1か月後の応当日の前日までの日を満期日としたこの貯金の場合
    - A 6か月未満・・・・・・・・・・解約日における普通貯金の利率
    - B 6か月以上1年未満・・・・・・・・・・約定利率×40%
    - C 1年以上1年6か月未満・・・・・・・・・・約定利率×50%
    - D 1年6か月以上2年未満・・・・・・・・・・約定利率×60%
    - E 2年以上2年6か月未満・・・・・・・・・・約定利率×70%
    - F 2年6か月以上3年1か月未満・・・・・・・・・・約定利率×90%
- (5) 第8条第1項により基準定期を預入日の1か月後の応当日以降満期日前に1万円以上1円単位の金額で一部解約する場合には、一部解約する元金についての利息は、預入日から一部解約の前日までの日数について前記第4項の預入期間に応じた利率によって計算し、一部解約する元金とともに支払います。ただし、基準定期の預入日現在において当組合が基準定期の基準利率に関し金額階層区分を設けている場合は、基準定期の一部解約後の残余の元金金額が、一部解約前の元金金額と同じ金額階層である場合に限り、一部解約を行います。
- (6) この貯金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割計算します。

8. (貯金の解約)

- (1) この貯金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) 基準定期および対象定期を解約(基準定期の一部解約を含みます。)するときは、当組合所定の定期貯金解約申込書に届出の印章により記名押印して通帳とともに当店に提出してください。ただし、基準定期を解約する場合は、満期日において、同一通帳内のすべての対象定期がおまとめされた場合に限り、一部解約を行います。
- (3) 前項の解約手続に加え、当該貯金の解約を受けることについて正当な権限を有することを確認するため当組合所定の本人確認資料の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当組合が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約を行いません。

(規定S-2)

(4) この貯金は、第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当組合はこの貯金の開設をお断りするものとします。また、次の各号の一にでも該当し、貯金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの貯金を解約することができるものとします。

① 貯金者が、貯金開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

② 貯金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

A 暴力団

B 暴力団員

C 暴力団準構成員

D 暴力団関係企業

E 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等

F その他前各号に準ずる者

③ 貯金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

A 暴力的な要求行為

B 法的な責任を超えた不当な要求行為

C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為

E その他前各号に準ずる行為

#### 9. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

(1) 通帳・印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは直ちに書面によって当店に届出てください。

(2) 前項の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当組合に過失がある場合を除き、当組合は責任を負いません。

(3) 通帳・印章を失った場合のこの貯金の元利金の支払いまたは通帳の再発行は、当組合所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。なお、通帳の再発行に際しては当組合所定の手数料をいただきます。

#### 10. (成年後見人等の届出)

(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。貯金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。

(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときには、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。

(3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または任意後見監督人の選任がされているときにも、前2項と同様に、当店に届出てください。

(4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じたときにも同様に、直ちに書面によって当店に届出てください。

(5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

#### 11. (印鑑照合)

定期貯金解約申込書、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。なお、盗取された通帳・証書を用いて行われた不正な支払いの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

#### 12. (盗難通帳による払戻し等)

(1) 盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻し(以下、本条において「当該払戻し」といいます。)については、次の各号のすべてに該当する場合、貯金者は当組合に対して当該払戻しの額に相当する金額お

(規定S-2)

およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額の補てんを請求することができます。

- ① 通帳の盗難に気づいてからすみやかに、当組合への通知が行われていること
  - ② 当組合の調査に対し、貯金者より十分な説明が行われていること
  - ③ 当組合に対し、捜査機関に被害届を提出していることその他の盗取されたことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが貯金者の故意による場合を除き、当組合は、当組合へ通知が行われた日の30日(ただし、当組合に通知することができないやむをえない事情があることを貯金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前日以降になされた払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額(以下、「補てん対象額」といいます。)を前条本文にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当組合が善意かつ無過失であり、かつ、貯金者に過失(重過失を除く。)があることを当組合が証明した場合は、当組合は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当組合への通知が、通帳が盗取された日(通帳が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しが最初に行われた日。)から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当組合が証明した場合には、当組合は補てんしません。
- ① 当該払戻しが行われたことについて当組合が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
    - A 当該払戻しが貯金者の重大な過失により行われたこと
    - B 貯金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
    - C 貯金者が、被害状況についての当組合に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
  - ② 通帳の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと
- (5) 当組合が当該貯金について貯金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、貯金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。
- (6) 当組合が第2項の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該貯金にかかる払戻請求権は消滅します。
- (7) 当組合が第2項の規定により補てんを行ったときは、当組合は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して貯金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

**13. (譲渡、質入れの禁止)**

- (1) この貯金および通帳は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当組合がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当組合所定の書式により行います。

**14. (通知等)**

届出のあった名称、住所にあてて当組合が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

**15. (保険事故発生時における貯金者からの相殺)**

- (1) この貯金は、満期日が未到来であっても、当組合に農水産業協同組合貯金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当組合に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したのものとして、相殺することができます。なお、この貯金に、貯金者の当組合に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当組合に対する債務で貯金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
  - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、

(規定S-2)

通帳は直ちに当組合に提出してください。ただし、この貯金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当組合に対する債務である場合には貯金者の保証債務から相殺されるものとします。

- ② 前号の充当指定のない場合には、当組合の指定する順序方法により充当いたします。
- ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当組合は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

- ① この貯金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
- ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日までとして、利率、料率は当組合の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当組合の定めによるものとします。

(4) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当組合の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

16. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。

- ① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。）
- ② 貯金者等から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り、）
  - A 公告の対象となる貯金であるかの該当性
  - B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- ③ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと
- ④ 貯金者等からの申し出にもとづく自動継続貯金の継続中止登録があったこと

17. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。

- ① 第16条に掲げる異動が最後にあった日
- ② 将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
- ③ 当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發した日。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限り、
- ④ この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日

(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。

- ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの貯金にあつては、初回満期日）
- ② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日
  - A 第16条に掲げる異動事由
  - B 当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發した日。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日

(規定S-2)

で)に通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。)に限り、

- ③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと  
当該支払停止が解除された日
- ④ この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分(その例による処分を含みます。)の  
対象となったこと  
当該手続が終了した日
- ⑤ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または  
予定されていたこと(ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限り、)  
当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日

18. (休眠預金等代替金に関する取扱い)

- (1) この貯金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- (2) 前項の場合、貯金者等は、当組合を通じて、この貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、貯金者は、当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。
- (3) 貯金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当組合に委任します。
  - ① この貯金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分(その例による処分を含みます。)が行われたこと
- (4) 当組合は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、貯金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。
  - ① 当組合がこの貯金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること
  - ② 前項にもとづく取扱いを行う場合には、貯金者等が当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって支払うこと
- (5) 本条については、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権が消滅したことに伴い、本契約の解除をした場合であっても存続するものとします。

19. (規定の変更等)

- (1) この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上